

議案第 3 号

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例

桐生市事務分掌条例(平成20年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の秘書室の項に次の1号を加える。

(3) 市長の特命に関する事項

第2条の表の共創企画部の項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 市の財政計画及び財政管理に関する事項

(3) 公有財産の管理に関する事項

第2条の表の総務部の項第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第16号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条の表の市民生活部の項第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案説明

議案第3号 桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

政策実現を推進するため、より効果的かつ機動的な組織運営への改革と、市民サービスの更なる向上を目指して、令和8年4月1日付けで組織機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。